

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	1 - 306
許認可等の種類	竣工認可前の埋立地使用の許可			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第23条			
許認可等の概要	竣工認可前の、埋立に関する工事用でない工作物の設置の許可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 〔参考〕 ・公有水面埋立ての適正化について(昭和40年9月1日港管第2021号・建河発第341号運輸省港湾局長・建設省河川局長通達)</p> <p>3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行わないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。</p> <p>4 埋立ての免許に当たっては、次に掲げる条件を附するものとする。この場合において、(2)の条件について、公有水面埋立法第27条第2項の規定による登記の嘱託を行うものとする。</p> <p>(1) 埋立地を埋立ての免許の際の使用目的以外に使用する場合には、免許権者の許可を要するものとする。</p> <p>(2) 埋立地に関する権利の設定又は譲渡については、免許権者の許可を要するものとする。</p> <p>5 既に免許を与えている埋立てで竣工認可前のものについては、4の措置を講ずる等により、埋立地の適正な使用がなされる措置をするものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			